

一般財団法人神戸住環境整備公社
現場代理人の兼務に関する手続要領

令和4年5月1日

理事長決定

(目的)

第1条 この要領は、現場代理人の兼務について対象となる工事の範囲を設定し、兼務に関する手続について定めるものとする。

(兼務の対象となる工事)

第2条 請負金額が3,500万円（建築一式の場合は7,000万円）未満の工事（単価契約による工事を除く。）の契約を締結する際に、次の要件を全て満たす場合は現場代理人を2件まで兼務することができる。

- (1) 兼務する2件が、経営企画部総務課において入札を執行した工事であること
- (2) 既に契約を締結している工事の請負金額が、3,500万円（建築一式の場合は7,000万円）未満であること
- (3) 既に契約を締結している工事現場で現場代理人の兼務をしていないこと

2 前項の規定にかかわらず、既契約工事に続く請負契約を特定の者で行う契約により締結する場合で、次の要件を全て満たす場合は現場代理人を2件まで兼務することができる。

- (1) 既契約工事が経営企画部総務課において入札を執行した工事であること
- (2) 既契約工事現場で現場代理人の兼務をしていないこと

3 前2項の要件を全て満たす工事であっても、工事内容等により兼務が認められない場合は、特記仕様書等において明示する。

(現場代理人を兼務する場合の手続き)

第3条 請負人は、現場代理人の兼務及びその解除を希望する場合は、以下の届出を行うこととする。

(1) 現場代理人の兼務を希望する場合

請負人は、兼務を希望する工事の契約を締結する際、「現場代理人兼務届」（第1号様式）を経営企画部総務課に4部提出する。

(2) 現場代理人の兼務の必要なくなった場合

請負人は、兼務している工事の一方が工事完成し、完成検査に合格した場合等、現場代理人の兼務が必要なくなったときは、「現場代理人兼務解除届」（第2号様式）を、従事を解く工事の工事監督課に4部提出する。

(現場代理人の責務について)

第4条 現場代理人は兼務する一方の工事現場に従事しているときであっても、他方の現場代理人の契約上の職務を免ずるものではない。

(合併工事の取扱い)

第5条 合併入札に付した工事については、本要領を適用しない。

附 則

(施行期日)

- 1 本要領は、平成 26 年 12 月 1 日から施行する。
- 2 本要領は、施行日以降に指名通知を行う工事の契約に適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 本要領は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 本要領は、施行日以降に指名通知を行う工事の契約に適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 本要領は、令和 4 年 5 月 1 日から施行する。
- 2 本要領は、施行日以降に指名通知を行う工事の契約に適用する。